

全大教、公大連、日本私大教連

全大教新聞

2016年 9月10日

第327号

【発行所】
全国大学高専教職員組合
(略称・全大教)【PDF 版 (全面カラー)】
http://zendaijyo.or.jp/?page_id=107

【電話】 03-3844-1671

【HP】 <http://zendaijyo.or.jp/>【所在地】〒110-0015
東京都台東区東上野
6-1-7 MSKビル7階* 毎月1回10日発行は
組合員の購読料に含まれて
います (一部30円)

今月の紙面

- 1 人事院勧告・配偶者扶養手当を半減
- 2 財務省要請「財務大臣宛要請書を提出」
- 3 青年交流集会と第28回定期総会
- 4 九州地区第14回教職員研究交流集会
- 5 論壇「対話だけが新しい明日をもたらす」
対話する人間を取り戻すために
徳島大学准教授 山口裕之

- 6 専門部等の活動報告「附属学校部」
部長 黒川陽司 神戸大学附属学校
- 7 単組からのレポート
舞鶴高専組合員の拡大のために
九州大学 ますます困難になる
大学運営とこのしわ寄せ
- 8 わたし心ごと

日本学術会議と懇談 人文社会科学系の『廃止』問題など

8月5日

8月5日16時、東京・乃木坂の日本学術会議本部で、大学関係教職員組合三団体(全国大学高専教職員組合、日本私立大学教職員組合連合、全国公立大学教職員組合連合)と、日本学術会議との、初めての懇談会が開催されました。



写真右より、学術会議 大西会長、福田「国立大学の在り方検討委員会」委員長

全大教からは中富中央執行委員長・村井中央執行副委員長・長山書記長、日本私大教連からは野中中央執行委員長・築地中央執行副委員長・三宅書記長、公大連からは丹羽中央執行副委員長・伊藤中央執行委員長らが出席。学術会議からは大西会長(東京大学名誉教授・豊橋科技学長・国

大協副会長・福田「国立大学の在り方検討委員会」委員長(東京大学教授)が懇談にのぞいて下さいました。中富委員長から、人文社会科学系の廃止問題を問う質問が出され、大西会長からは「この問題は一区切り。文科相が事実上、撤回表明した。ただ現在の人文社会科学の研究が今のままではいけません。国立大学の在り方検討会を設置して検討していく。研究は基礎と応用のバランスが大事で、イノベーションに直結しないものは切る、という考え方はダメ。ただ18歳人口の減少で、国立大学の規模が今のままではいけません。運営費交付金を維持するために国民の理解が必要」の発言がありました。

2012年度から2年間、国家公務員に対して行われた給与臨時減額に準じ、国立大学法人等が2012年度に、一方的に就業規則変更し賃金切り下げを行ったことに対し、全大教に加盟する11組合が組合員を原告として未払い賃金請求訴訟を起しました。

今回、京都府山形地裁判決並びに山形地裁判決とこの財務・会計制度、職員労働者としての権利にかかわる重要な論点について極めて

これは国立大学法人の基本的性格を覆すものである。国は国立大学法人法を制定し、法人運営の自主性・自律性を保障した。また、国立大学の教育・研究のために、法人が裁量権を持つ渡り切りの運営費交付金を措置した。運営費交付金減額への対応策は国立大学法人が自主的に判断することであり、一国の要請に沿うような対応を採るべき必要性はない。

また、もし国の給与削減の要請が、非公務員である国立大学法人職員の賃金を減額する高度の必要性となるならば、憲法で保障された団体交渉権など労働基本権は実質的に無効に等しいものとなり、判決は労働者の権利を蔑ろにするものであり認めることはできない。

計上されても利益剰余金が枯渇しないことから、経営の耐性は十分であると原告側は主張した。しかし、判決は「運営費交付金の削減に際しては、経営の耐性」を以て「目的剰余金」以外の利益剰余金は「現金の裏付けのないもの」と誤った理解によって経営判断をした。仙台高裁控訴審において公正な審理を強く求めるものである。

国の要請を高度の必要性とする京都府山形地裁判決並びに国立大学法人財務の無理難題による山形地裁判決を批判する



中央執行委員会

2012年度から2年間、国家公務員に対して行われた給与臨時減額に準じ、国立大学法人等が2012年度に、一方的に就業規則変更し賃金切り下げを行ったことに対し、全大教に加盟する11組合が組合員を原告として未払い賃金請求訴訟を起しました。

中央執行委員会は裁判闘争での勝訴を目指す決意である。この闘いと並行して、国立大学法人が、国から不当な介入を受けることなく自主的に運営を行い、労働条件を労使自治により決定するルールを確立する決意である。

※記事は要約版。全文短縮URL
(<http://goo.gl/JkGA0>)。